

地デジ受信のための支援や助成制度があります。

経済的な理由で地上デジタルテレビ放送をご覧になれない方に対する支援

◆ 支援内容

- ・簡易チューナーの無償給付（テレビは給付しません）。
 - ・簡易チューナー設置でご覧になれない場合、屋外アンテナなどの無償改修。
- ※支給は現物支給。ご自身で購入したチューナーやアンテナなどの清算はできません。
※支援を受けるには、NHKと放送受信契約を結び、受信料の全額免除を受けることが必要です。

◆ 支援対象

NHK の放送受信料を全額免除されている世帯で、下記のいずれかに該当する場合

1. 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
2. 障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
3. 社会福祉事業施設に入所されている方

◆ 支援受付期間（平成21年度分）

平成21年10月1日～平成21年12月28日（消印有効）

◆ お問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター
TEL：0570-033840 FAX：044-966-8719
平日：9時～21時 土日祝日：9時～18時
（※上記の電話番号が利用できない場合：044-969-5425）
<http://www.chidejishien.jp>

共同受信施設の助成

共同住宅（アパート・マンション）内の共同受信施設や、建造物等による受信障害対策として設置された共同受信施設では、地デジ対応のための経費負担が過重となる場合があるため、その一部を国が助成する制度があります。

◆ 助成対象

世帯当たり3万5千円以上の負担経費がかかる場合で、最大1/2の助成が受けられます。
※助成を受けるには、改修工事を実施する前に申請を行う必要があります。

◆ 申請締切日

受信障害施設への助成：平成21年12月28日
共同住宅の共同受信施設への助成：平成22年1月15日

◆ お問い合わせ先

デジサポ助成金相談窓口
TEL：0570-093-724（平日9時～18時）
（※上記の電話番号が利用できない場合：03-5623-3121）
<http://digisuppo.jp/>

!! 詐欺にご注意 !!



例えば次のような手口の詐欺が発生中

◎総務省やテレビ局の名前が書かれた手紙が届き、「地上デジタル放送切りかえ助成金」が支給されるので、手数料の支払いをするように書かれている。

◎「テレビ局職員」「地上デジタルテレビ受信対策員」と名乗る人物が自宅にやってきて、受信工事やテレビの調整の代金支払いを求める。

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。

このような請求を受けたときは、すぐには支払わず、総合通信局（総務省の地域機関）、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

「地デジサポーター」戸別訪問

地デジの準備ができておらず、訪問によるサポートが必要な高齢者世帯に対して、「地デジサポーター」が戸別訪問し説明いたします。
「地デジサポーター」は、必ずユニフォームや腕章、IDカードを着用する必要があります。

実施期間：2009年10月上旬～2010年3月末
※状況によっては期限前でも終了する場合があります



地デジに関する
お問合せ先

総務省 地デジコールセンター

TEL：0570-07-0101（平日9時～21時、土日祝日9時～18時）
（※上記の電話番号が利用できない場合：03-4334-1111）